

浦安市防災アプリケーション導入業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和6年5月

浦安市 総務部 危機管理課

1 趣旨

本募集要項は、防災ラジオの代替手段となるような、防災行政無線の放送内容を市民にプッシュ通知で知らせることに加え、ハザードマップや地図を用いて避難所の表示をするなど地域防災力の向上につなげることができるアプリを導入することを目的とし、防災アプリケーション導入業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

浦安市防災アプリケーション導入業務委託

(2) 業務内容

「浦安市防災アプリケーション導入業務委託 提案依頼書 (RFP)」のとおり。

(3) 履行期限

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

(4) 提案上限額 (初期導入経費)

9,063,000円以内とする(消費税を含む。)

(5) 経常的経費上限額

1か月の使用料は154,000円以内とする(消費税を含む。)

3 担当課等

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市総務部危機管理課 地域防災係

TEL : 047-351-1111 内線 12312・12313

FAX : 047-355-6239 Email : kikikanri@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和6年	5月31日(金曜日)
質問の締切	令和6年	6月7日(金曜日)午後5時
質問への回答	令和6年	6月14日(金曜日)
参加申込及び提案書の提出期限	令和6年	7月1日(月曜日)午後5時
検証期間	令和6年	7月2日(火曜日)
		から
	令和6年	7月4日(木曜日)
第一次審査結果の通知	令和6年	7月12日(金曜日)
第二次審査デモンストラーションの実施	令和6年	7月18日(木曜日)
第二次審査ヒアリングの実施	令和6年	7月30日(火曜日)
第二次審査結果の通知	令和6年	8月2日(金曜日)

5 応募手続

(1) 募集の実施

本募集要項に基づき、令和6年5月31日から令和6年7月1日午後5時まで募集する。

(2) 質問の受付と回答

- ・ 質問事項は、「浦安市防災アプリケーション導入業務委託公募型プロポーザル応募様式集」（以下「応募様式集」という。）の「様式1 質問書」に必要事項を記入し、「3 担当課等」で示したメールアドレスにEメールで提出する。
- ・ 質問の受付期間は、令和6年5月31日から令和6年6月7日午後5時までとする。
- ・ 質問に対する回答は、令和6年6月14日に浦安市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和6年6月17日から令和6年7月1日午後5時まで

イ 受付時間

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)

ウ 提出先

浦安市総務部危機管理課

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。なお、提出した書類は審査終了後、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には返却する。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類等

- ・ 参加申込書（様式第2号）
- ・ 提案書（「提案依頼書（RFP） 2.6 提案書の構成」のとおり）
A4サイズのファイルにとじ込み、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付すること。
- ・ 動作検証に必要なインストーラー等一式

カ 提出部数

原本1部 コピー9部

電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧及び見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

(4) 検証期間

応募者は、令和6年7月1日までに検証に必要なインストーラー等一式を提供す

ること。令和6年7月2日から7月4日の期間に、本市の仮想化環境でアプリが正常に動作するか検証を実施する

(5) デモンストレーションの実施

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

ア 実施日時等

令和6年7月18日に実施する。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

デモンストレーションに出席できる提案事業者の者は、管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて4名以内とすること。

ウ デモンストレーションの内容

下記の内容について順に説明すること。デモンストレーションは、質疑応答含め60分程度を予定する。

(ア) 共通項目

- ・アプリの使いやすさ、操作性について

(イ) 個別項目

- ・機能要件一覧において「対応可」とされているが、他提案事業者が「対応不可」もしくは「代替方法」と回答している内容

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

(6) ヒアリングの実施

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

ア 実施日時等

令和6年7月30日を予定日とする。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分・質疑応答10分の、計30分とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

アプリケーションの操作・機能説明等について、デモ機を操作しながら自ら提案の説明を行ってもよいものとする。なお、この場合は提案者が、選定委員人数分のタブレットまたはスマートフォンを用意すること。

6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

イ プロポーザル方式等に参加できる者は、原則、入札参加業者適格者名簿に登載された者とする。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登載されていない者が参加することもできるものとする。

※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。

ウ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

オ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。

カ I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

キ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ク 提案する本アプリケーションは、他自治体で過去 10 年以内に導入され、1 年以上の稼働実績があること。

ケ 提案する本アプリケーションは自社で開発したシステムであること。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

優先契約候補者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会の構成は次のとおり。

委員長	総務部長
委員	C I O 補佐官
委員	総務部次長
委員	総務部危機管理課長
委員	総務部危機管理課地域防災係長
委員	企画部広聴広報課長

委員 総務部情報政策課長
委員 外部審査委員 (江戸川区防災危機管理課長)
(事務局 総務部危機管理課)

(2) 第一次審査(書類審査)

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、応募書類を審査し、評価の高い上位5者程度を選定する。なお、応募者数が5者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。

(3) 第二次審査(書類審査・デモンストレーション・ヒアリング)

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について審査を行い、「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者(70%以上を獲得した者に限る)を業務の優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を優先契約候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知公表

- ・ 第一次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ・ 第二次審査の結果については、第二次審査対象者にEメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市公式ホームページで公表する。

(5) 契約協議及び契約

- ・ 市は、第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム導入業務等にかかる契約を行うものとする。
- ・ 前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

8 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類については、本業務の契約が成立するまでは事業者選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とする。ただし契約成立後は受託事業者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 受託事業者にならなかった応募者の提出書類は、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類は、本案件の事業者選定以外の目的では使用しない。

9 その他

- (1) 提案書に本市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断する。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - ・複数の提案をしたもの
 - ・虚偽の記載をしたもの
 - ・談合等の不正行為があったとき
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。